

令和3年度つくばスマートシティ協議会第1回臨時総会 議事録

総会の決議があったとみなされる日	令和3年9月9日
総会の決議があったものとみなされる事項の提案をした者	会長 五十嵐 立青
議事録の作成に係る職務を行った者の氏名	会長 五十嵐 立青
議決権を行使することができる会員の数	66者
議決権を行使することができる会員の議決権の数	66個

審議事項

第1号議案 情報連携システム等基盤整備事業（多言語ポータルアプリ整備プロジェクト）の実施について

令和3年9月2日、会長 五十嵐 立青が会員の全員に対して、総会の審議事項について、上記内容の提案書を発し、当該案件につき令和3年9月9日までに会員の過半数から同意する旨の意思表示を得たので、規約第14条及び第15条の規定に基づき、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、総会の決議の省略を行ったので、総会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成する。

令和3年9月9日

つくばスマートシティ協議会

会長 五十嵐 立青